管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央子ども家庭センター | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。  また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | システム入力日 | | 過誤払旅費額 | | 当初入力日 | 重複入力日 | | Ａ | 令和４年３月31日 | 令和４年４月１日 | 令和４年４月４日 | 620円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 過誤払旅費に関しては、戻入処理を行い、領収証書により職員から返納されたことを確認した。  　また、本事例について所属内で共有し、旅費事務の適正な執行を行うよう周知を行った。  　今後は、職員による登録時及び承認者による承認時に重複登録がないかの確認を行うとともに、旅費支給事務を行う際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月27日）